

# 令和7年度和歌山県立学校等会計年度任用職員採用試験案内

## 1 受付期間及び合格発表

受付期間	令和8年1月16日（金）～2月4日（水）【必着】
合格発表	令和8年3月9日（月）午前10時 ※ 県庁南別館1階ロビー掲示板に掲示するとともに、通知します。 ※ 和歌山県教育委員会ホームページ ( <a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500000/index.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500000/index.html</a> ) の「入試・採用・募集」でもお知らせします。
試験実施機関	和歌山県教育委員会

## 2 採用職種・主な業務内容

募集している職種の職務内容や募集校、勤務条件等は別添のとおりです。

なお、採用試験は募集校で実施します。申込書等は各学校又は担当課室までお問い合わせください。

採用職種	主な業務内容	担当課室
介助職員	県立特別支援学校のスクールバスで通学する児童生徒の乗降介助等	教育総務局 教職員課
特別支援学校給食員	県立特別支援学校の給食調理等	
寄宿舎給食員	県立高等学校の寄宿舎の給食調理等	
事務助手	県立学校の事務取扱等	
非常勤校務員	県立学校の校内美化、環境整備等	
警備員	県立特別支援学校の寄宿舎の警備等	
施設管理業務員	県立高等学校の学校施設の施錠業務等	
学校業務補助職員	県立学校における庶務の補助及び一般事務、現業作業等に関する業務等	
舍監	県立高等学校の寄宿舎に入寮する生徒の生活支援等	
生活支援員	県立串本古座高等学校の遠隔地から入学する生徒の生活支援等	教育総務局 総務課
学び直し講座主任	学び直し講座（きのくに学びの教室）の運営管理及び授業講師等	教育総務局 人権教育推進課
教員業務支援員	県立特別支援学校における教室の環境整備、授業準備の補助等に係る業務	学校教育局 特別支援教育課
看護師	県立特別支援学校の医療的ケアを要する児童生徒の看護等に係る業務	
スーパーサイエンスハイスクール指定校事務員	県立高等学校のスーパーサイエンスハイスクール(SSH)指定校に係る事務等	学校教育局 県立学校教育課
就職指導員	県立高等学校の就職を希望する生徒の支援等	
調理助手	県立南部高等学校の調理コースにおける調理実習等に係る業務の補助等	
部活動指導員（文化部）	県立学校の部活動の指導等	学校教育局 義務教育課
部活動指導員（運動部）	県立学校の部活動の指導等	学校教育局 健康体育課

※ 申込みができる試験区分は1つの職種かつ、1校のみに限ります。

※ 申込書受理後の「試験区分」の変更はできません。

※ 試験区分欄に記載の各県立学校でそれぞれ試験を実施します。

※ 試験実施日の集合時間等は、受付後に送付する受験票でお知らせします。  
なお、指定された試験日及び集合時間は一切変更することはできません。

※ 勤務時間については変更する場合があります。

※ 勤務時間は、曜日や時期等によって異なる場合があります。

### 3 受験資格

地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）及び、こども性暴力防止法による特定性犯罪事実該当者に該当する人は、受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- (2) 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 4 試験の方法及び内容

書類選考及び面接試験

試験種目	内容
面接試験	和歌山県立学校の会計年度任用職員として必要な能力、人物、性格等についての個別面接

※ 合格者は、書類選考及び面接試験の結果で決定します。

### 5 勤務条件等

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの会計期間内で任命権者が定める期間	
任用期間	※ 欠員状況の有無、本人の勤務実績等により、公募によらず <b>3回まで</b> 任用されることが可能となります。ただし、職種により異なる場合がありますので、職種ごとの採用条件をご確認下さい。（公募によらず、最長4年間任用されることがあります）
勤務形態	週5日（土日・祝日除く）以内で所属長が定める日 ※ 勤務先・職種により、土日・祝日勤務がある場合があります。 勤務日数、勤務時間は、勤務先により異なります。詳細は、「2 採用職種・主な業務内容」の各職種のページに記載しています。
報酬・福利等	<input type="radio"/> 報酬・その他手当につきましては、詳細は、「2 採用職種・主な業務内容」の各職種のページに記載しています。 <input type="radio"/> 費用弁償（通勤手当） 交通機関又は交通用具を使用して通勤する方で、通勤距離が片道2km以上の場合は、移動方法・通勤距離に応じて費用弁償（通勤手当）を支給します。 <input type="radio"/> 健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、加入要件を満たす場合に加入します。
休暇	○ 年次有給休暇 1年間最大20日 ※1週間あたりの勤務日数や、年間の勤務日数により異なります。 <input type="radio"/> 特別休暇 忌引休暇、病気休暇等
服務	新地方公務員法の次の各規定が適用され、違反した場合は、懲戒処分等の対象となります。 ア) 服務の根本基準 イ) 服務の宣誓 ウ) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 エ) 信用失墜行為の禁止 オ) 秘密を守る義務 カ) 職務に専念する義務 キ) 政治的行為の制限 ク) 争議行為等の禁止
条件付採用	採用（再度の任用含む。）は、すべて条件付きのものとして1か月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

### 6 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができます。

#### (1) 郵送による方法

情報提供申出書（※）に必要事項を記入し、以下の書類を同封して和歌山県教育庁の担当課（〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地）あて郵送してください。

ア 受験票の写し

イ あて先を記入した返信用封筒（簡易書留相当460円分の切手を貼付したもの）

※ 情報提供申出書の様式は合否通知と共に送付します。

#### (2) 来庁による方法

受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県教育庁の担当課（県庁南別館6階及び7階）に申し出ください。（電話による申出はできません。）

情報提供の対象者	内容	情報提供の請求期間
受験者	面接得点及び面接順位	合格発表の日から1月間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで

## 7 受験手続及び受付期間

試験案内・申込用紙配布場所	<p><b>【配布場所】</b> 和歌山県教育庁教育総務局教職員課・総務課・人権教育推進課、学校教育局県立学校教育課・特別支援教育課・義務教育課・健康体育課及び、各職種の採用予定校</p> <p><b>【郵便による請求】</b> 封筒の表に「和歌山県立学校等会計年度任用職員採用試験試験案内・申込書請求」と朱書きし、180円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号、縦33cm×横24cm程度の大きさ）を必ず同封して和歌山県教育庁担当課まで請求してください。</p> <p>※上記2の担当課室 例）教職員課は、和歌山県教育庁教育総務局教職員課と記載すること。</p> <p><b>【その他】</b> 和歌山県教育委員会ホームページ (<a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500000/index.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500000/index.html</a>) からダウンロードすることも可能です。</p>
申込方法	下記の申込書類を、受験を希望する試験区分の各県立学校へ申し込んでください。 ※郵送する場合は必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「職員採用試験受験申込み」と朱書きしてください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。
申込書類	① 申込書（指定様式） 1通 ※ 必要事項を記入の上、写真を貼付したもの ② 受験票送付用定形郵便封筒 1通（長形3号、縦23cm×横12cm程度の大きさ） ※ 自分の宛先を明記し、110円切手を貼付したもの
申込先	受験を希望する試験区分の各県立学校 「2 採用職種・主な業務内容」の各職種のページに記載しています。
受付期間	<b>令和8年1月16日（金）～2月4日（水）【必着】</b>
受験票の交付	申込書を受理した場合は、受付期間終了後に郵便にて受験票を交付します。令和8年2月16日（月）までに受験票が到着しないときは、至急、申込先の県立学校までご連絡ください。
申込書の記入方法	① 提出書類に不備があるときは受理できない場合があります。 ② 記載事項に不正があると受験が無効になる場合があります。 ③ 受験資格については、「3 受験資格」に記載しています。 ④ 記入はインキ又はボールペンを用いてください。数字は算用数字を用い、日付は和暦で記入してください。 ⑤ 試験区分を必ず記入してください。申込みできるのは1つの職種かつ1校のみで、申込後の変更は認められません。 ⑥ 連絡先は、現住所と同じ場合は記入する必要はありません。 ⑦ 学歴及び職歴は新しいものから順に書いてください。現在も在職されている人の在職期間は申請時点の年月を記入してください。業務内容欄は、具体的な作業内容を記入してください。 ⑧ 課外活動歴は、クラブ名・ボランティア活動名のあとに活動時期を（）書きで記入してください。 ⑨ 自分の宛先を明記し、110円切手を貼付した受験票送付用定形郵便封筒（長形3号、縦23cm×横12cm程度の大きさ）を同封してください。

## 8 特記事項

本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本県の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

## 9 問い合わせ

- 受験申込や試験に関する問い合わせは、下記の担当課まで行ってください。

### 和歌山県教育庁教育総務局

- 教職員課：073-441-3752
- 総務課：073-441-3642
- 人権教育推進課：073-441-3729

### 和歌山県教育庁学校教育局

- 特別支援教育課：073-441-3707
- 県立学校教育課：073-441-3707
- 義務教育課：073-441-3661
- 健康体育課：073-441-3694

- その他勤務内容・勤務時間等の詳細に関する問い合わせは、試験区分の各県立学校まで行ってください。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律  
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
  - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者うち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。)による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十二条第三項若しくは第二百四十二条の罪又はこれらの罪の未遂罪
二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十二条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。
（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号又及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。